

# 平成22年度知多市高効率給湯器設置費補助金交付申請について

- ◎申請書は、祝日と年末年始を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分に市役所環境政策課へ提出してください（本年度は、4月5日午前9時から受付します）。
- ◎申請は、補助対象事業が完了した日（設置工事及びその支払が完了した日）から30日以内に行ってください。なお、着工日及び完了日が22年度内の事業が補助対象となります。
- ◎予算の範囲内で先着順に受け付け、予算額に達した時点で受け付けを終了します。
- ◎申請書の記入例（裏面）を参考にして記入し、次の添付書類とともに提出してください。

## 添付書類

### 1 補助対象給湯器の保証書の写し

- ◎給湯器製造者（メーカー）が発行する保証書の写しを添付してください。  
保証書はメーカーにより異なりますが「申請者の氏名」、「申請者の住所」、「販売店等の名称」、「販売店等の住所」、「製品名」、「製品番号」、「購入日等」が記入されていることを確認してください。保証書にこれらの記載がない場合は、環境政策課にお問い合わせください。

### 2 補助対象給湯器の設置又は購入に係る領収書の写し及びその内訳書

- ◎領収書の写し（分割払の場合はすべての領収書分）
  - ①あて名が「申請者」と同一であること。
  - ②発行者が「契約名称（請負者）」であり、社印等が押印されていること。
  - ③収入印紙が正しく貼付されていること。
- ◎工事費の内訳が判る書面
  - ①明細書等（写しで可。ただし請負業者社印があるもの）があればそれを添付してください。ない場合は、市からお渡す様式により内訳書を作成して添付してください。
  - ②領収書の金額に給湯器設置以外の金額が含まれる場合は、内訳書により給湯器設置分の金額がわかるようにしてください（「申請書」に記入する金額は給湯器設置分のみです）。
  - ③銀行振込の場合でも、請負業者に「領収書」の発行を依頼し、写しを添付してください。

### 3 市税納税証明書（この補助金専用の様式）

- ◎申請書と一緒にこの補助金専用の証明書を税務課市民税担当の窓口へ提出し、証明を受けてください（手数料として1通200円必要です）。
  - ①申請者本人分の証明が必要です。
  - ②申請者本人または同居の親族以外の方が納税証明を請求する場合は、申請者本人からの委任状が必要です。詳しくは、税務課市民税担当へお問い合わせください。
  - ③市内に転入して間もない場合等で、知多市から課税されていない場合でも、知多市の証明を受けたうえ添付してください。

### 4 申請者の住民票（発行日から3か月以内のもの）

- ◎総合窓口にて発行される「申請者本人のみ」の住民票（続柄・本籍等は省略）を添付してください（手数料として1通200円必要です）。
  - ①申請者本人または同居の親族以外の方が住民票を請求する場合は、申請者本人からの委任状が必要です。詳しくは、総合窓口へお問い合わせください。

### 5 補助対象給湯器の設置状況を示す写真

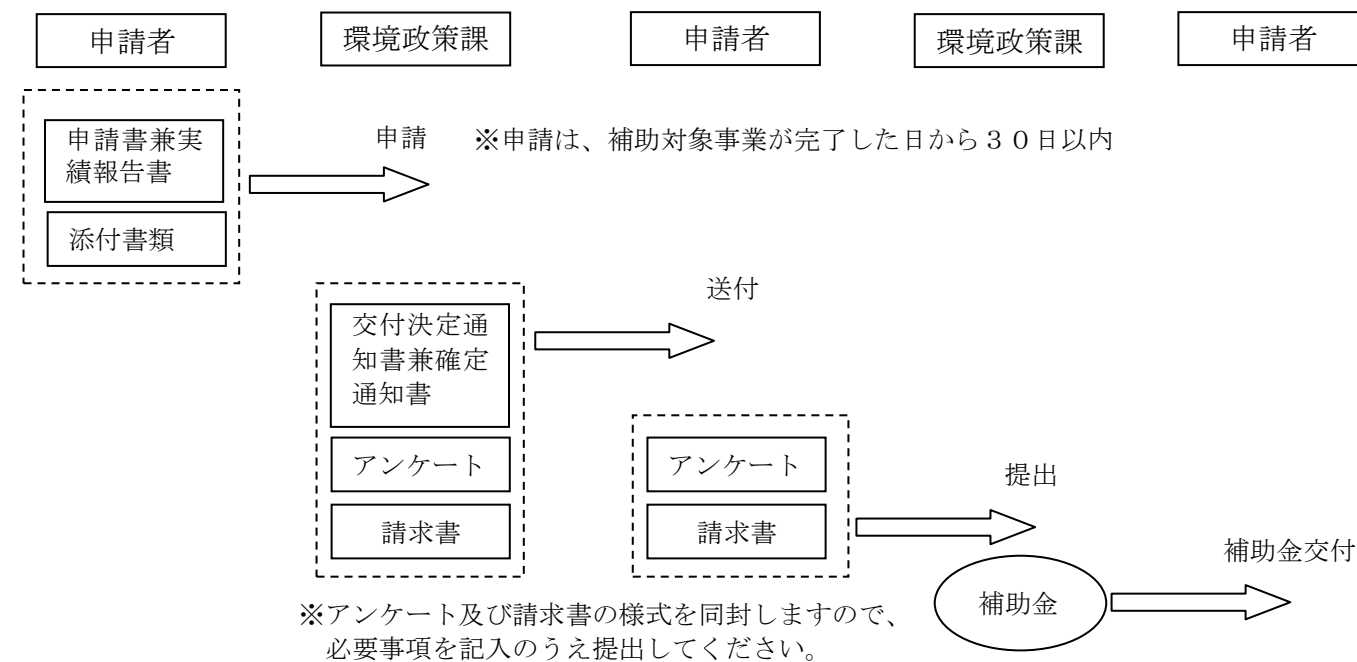
- ◎種類 フィルム写真（カラー）またはデジタルカメラのカラー印刷（画像印刷に適した用紙を使用し、にじみのない鮮明な印刷をお願いします）
- ◎サイズ L判程度
- ◎設置状況（①～④をA4判の用紙に貼付して添付してください）
  - ①給湯器本体の全体が写っているもの
  - ②給湯器の名称等（エコキュートなどの文字）が判別できるもの
  - ③型式番号、製造番号等が確認できるもの
  - ④その他給湯器の配管がされていることがわかるもの

### 6 賃貸人の承諾書（申請者本人所有の住宅に設置する場合は不要）

- ◎住宅を借りている方は、賃貸人の承諾書を添付してください。  
環境政策課にて必要な様式をお渡しいたします。

その他不明な点がありましたら、環境政策課へお問い合わせください。

## 申請から補助金交付までの流れ



## 問合せ先 知多市環境政策課

電話0562-33-3151 内線291  
〒478-8601 知多市緑町1番地

知多市の公式ホームページ（知多市の環境—補助事業）も参考にしてください。

<http://www.city.chita.aichi.jp/seikatsukankyoku/kankyoku/hojo/hojo-top.html>